

**改正**

平成九年四月一日規則第四二号  
平成一〇年二月三日規則第四号  
平成一〇年四月一日規則第五六号  
平成一〇年十一月二四日規則第一〇三号  
平成一二年四月一日規則第一九六号  
平成一四年四月一日規則第六六号  
平成一五年一月三十一日規則第九号  
平成一五年一〇月三十一日規則第一一六号  
平成一六年四月一日規則第三七号  
平成一七年三月三十一日規則第二四号  
平成一七年一〇月一七日規則第一二一号の二  
平成一八年四月一日規則第九〇号  
平成二一年三月二四日規則第一五号  
平成二四年八月一日規則第五七号  
平成二五年三月二六日規則第一〇号  
平成二六年三月二〇日規則第一五号  
平成二八年三月二九日規則第二三号  
平成三一年 三月二八日規則第三〇号  
令和 元年 七月 二日規則第三四号  
令和 元年十一月二九日規則第七六号  
令和 三年 三月二三日規則第七〇号

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則をここに公布する。

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請手続等)

**第二条** 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）を知事（条例第十一条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。次項、次条及び第四条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、第一駐車場の使用許可を受けようとする者は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、技術開発室及びインキュベートルーム（以下「入居施設」という。）の使用許可を受けようとする者は、入居施設利用申込書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

3 使用許可又は特別設備許可の申請の受付を開始する日は、別表第一のとおりとする。  
（利用承認通知書等）

**第三条** 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、第一駐車場については、自動車が第一駐車場に入場する際に駐車券を交付するものとし、当該駐車券を第一駐車場に係る利用承認通知書とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、入居施設の使用許可をしたときは、入居施設利用承認通知書（別記第四号様式）を申請者に交付するものとする。

3 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき、又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消したときは、利用不承認（取消）通知書（別記第五号様式）を申請者又は使用許可若しくは特別設備許可を受けた者に交付するものとする。

（使用許可の変更申請等）

**第四条** 使用許可を受けた者（第一駐車場の使用許可を受けた者を除く。）又は特別設備許可を受けた者は、当該使用許可又は特別設備許可に係る事項の変更をしようとするときは、利用承認変更申込書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前条（第一項ただし書を除く。）の規定は、前項の規定による使用（特別設備）許可変更申請があった場合について準用する。

（附属施設設備等の利用料金）

**第五条** 条例別表に掲げる附属施設設備等及び知事が定める額は、別表第二のとおりとする。

（利用料金の承認）

**第六条** 条例第六条第三項の規定により、利用料金を定めようとするときは、利用料金承認申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納入)

**第七条** 条例第七条に規定する利用料金（第一駐車場の利用料金を除く。）は、次条に定める場合を除き、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第八号様式）を提出し、指定管理者がこれを承認したときは、当該承認に係る期日までに納入すれば足りる。

2 第一駐車場の利用料金は、第一駐車場から自動車が出場する際に納入するものとする。

(利用料金後納の取扱い)

**第八条** この条において「利用料金後納の取扱い」とは、使用した月に係る利用料金をその翌月の指定管理者が指定する期日までに（入居施設及び第二駐車場の利用料金にあっては、使用した月の指定管理者が指定する期日までに）納入することをいう。

2 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱いの承認をするものとする。

3 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第九号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、第二項の承認を受けた者が、利用料金を第一項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すものとする。

(利用料金の返還又は減免)

**第九条** 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由によりソフトピアジャパンセンター（以下「センター」という。）を使用することができなくなったとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第十号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第十一号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別

記第十一号様式)により申請者に通知するものとする。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

**第十条** 条例第十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 申請を行う事業に係る収支計画書
- 六 その他知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

**第十一条** 条例第十一条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(指定管理者の指定の取消し等)

**第十二条** 条例第十二条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第六条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行うときに限り、第五条及び第七条から第九条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

**第十三条** この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日規則第四十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十年二月三日規則第四号)

この規則は、平成十年二月十日から施行する。

附 則 (平成十年四月一日規則第五十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十年十一月二十四日規則第百三号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十二年四月一日規則第百九十六号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一一の表の改正規定（一の項に係る部分に限る。）、別表第一二の表の改正規定（一の項に係る部分に限る。）、別表第一備考の改正規定及び別表第二二の表を削る改正規定 平成十二年四月一日
- 二 第一条中第二条第二項の改正規定、第七条第一項の改正規定、別表第一一の表の改正規定（四の項に係る部分に限る。）、別表第一二の表の改正規定（「別館」を「第一別館」に改める部分に限る。）、別表第一に三の表を加える改正規定 平成十二年六月一日
- 三 第一条中第五条第一項の改正規定、別表第一一の表の改正規定（三の項に係る部分に限る。）及び別表第二一四の表の改正規定（第一研修室映像設備の項に係る部分を除く。）並びに第二条中第二条第二項の改正規定、第七条第一項の改正規定、別表第一三の表の改正規定及び別表第二に二の表を加える改正規定 平成十二年八月一日
- 四 第一条中別表第一一の表の改正規定（二の項に係る部分に限る。）及び別表第二一四の表の改正規定（第一研修室映像設備の項に係る部分に限る。）並びに第二条中別表第二一四の表の改正規定 平成十二年九月一日

**附 則**（平成十四年四月一日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定及び第十一条の次に一条を加える改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年一月三十一日規則第九号）

- 1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

**附 則**（平成十五年十月三十一日規則第百十六号）

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

**附 則**（平成十六年四月一日規則第三十七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十七年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十七年十月十七日規則第百二十一号の二）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十八年四月一日規則第九十号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十一年三月二十四日規則第十五号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十四年八月一日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十五年三月二十六日規則第十号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十六年三月二十日規則第十五号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三十一年三月二十八日規則第三十号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

**附 則**（令和元年七月二日規則第三十四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則**（令和元年十一月二十九日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和三年三月二十三日規則第七十号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

**別表第一**（第二条関係）

一 本館

項	区分	受付開始日
一	大ホール、小ホール、第一大会議室、第二大会議室、レセプションルーム及び小レセプションルーム	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日
二	第一中会議室、第二中会議室、第三中会議室、第四中	使用を開始しようとする日の

	会議室、第五中会議室、第七中会議室、第八中会議室、第十中会議室、第一小会議室、第二小会議室、第三小会議室、第四小会議室、第五小会議室及び第六小会議室	属する月の六月前の月の初日
三	技術開発室及び第二駐車場	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

## 二 第一別館

区分	受付開始日
技術開発室	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

## 三 第二別館

項	区分	受付開始日
一	実習室、第一研修室及び第二研修室	使用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日
二	技術開発室及びインキュベートルーム	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

## 四 第三別館

項	区分	受付開始日
一	宿泊施設	使用を開始しようとする日の属する月の六月前の月の初日
二	技術開発室	使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

## 備考

- 一 大ホール、小ホール、第一大会議室、第二大会議室、レセプションルーム、小レセプションルーム又は宿泊施設を国際的、全国的又は全県的な会議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、この表に定める受付開始日前から使用許可の申請をすることが

できる。

- 二 この表に定める区分の異なる施設を同一の使用目的で同時に使用する場合は、そのうちの最も早い受付開始日から使用許可の申請をすることができる。

別表第二（第五条関係）

一 本館

1 大ホール

	区分	単位	金額（円）
舞台設備	講演卓	一台	六六〇
	司会卓	一台	五五〇
	花台	一台	三三〇
	丸テーブル（大）	一台	二二〇
	丸テーブル（小）	一台	一一〇
	半丸テーブル	一台	一一〇
	角テーブル	一台	一一〇
	ドリンクカウンター	一台	七七〇
	折り畳みステージ	一台	四四〇
照明設備	クセノンピンスポットライト	一台	一、五四〇
	仮設ボーダーライト	一列	三三〇
	仮設アッパーホリゾントライト	一列	三三〇
	平凸レンズスポット	一台	二二〇
	フレネルレンズスポット	一台	二二〇
	ソフトエッジスポット	一台	二二〇
	カッターピンスポット	一台	二二〇
	パーライト	一台	一一〇
	二灯用ミニブルーライト	一台	一一〇
	クオーツミニライト	一台	二二〇
	エフェクトスポット	一台	八八〇
	ディスクマシン（種板を含む。）	一台	八八〇
	ダブルマシン（種板を含む。）	一台	一、一〇〇



	先玉	一台	三三〇
	ストロボ	一台	一、五四〇
	ミラーボール	一台	六六〇
	スモークマシン	一台	一、四三〇
音響設備	拡声装置	一式	一、九八〇
	ワイヤレスマイク (ハンド型・スタンド付)	一本	一一〇
	ワイヤレスマイク (タイピン型)	一本	一一〇
	ダイナミックマイク (スタンド付)	一本	一一〇
その他の附属設備	映像設備	一式	一一、〇〇〇
	持込器具電源 (一)	五〇〇ワット	五〇

## 2 小ホール

	区分	単位	金額 (円)
舞台設備	講演卓	一台	八八〇
	司会卓	一台	六六〇
	花台	一台	二二〇
	講演者いす	一脚	五〇
	ホワイトボード	一台	三三〇
	折り畳みテーブル	一台	一一〇
照明設備	ボーダーライト	一列	一、二一〇
	平凸レンズスポット	一台	一一〇
	フレネルレンズスポット	一台	一一〇
	センターピンスポット	一台	五五〇
音響設備	拡声装置	一式	一、九八〇
	ワイヤレスマイク (ハンド型・スタンド付)	一本	一一〇
	ワイヤレスマイク (タイピン型)	一本	一一〇
	ダイナミックマイク (スタンド付)	一本	一一〇
その他の附属設備	ピアノ	一台	二、二三〇

属設備	映像設備	一式	一二、二五〇
	持込器具電源（一）	五〇〇ワット	五〇

### 3 レセプションルーム

区分	単位	金額（円）
講演卓	一台	一時間につき二二〇
司会卓	一台	一時間につき一七〇
花台	一台	一時間につき五〇
金びょうぶ	一双	一時間につき二五〇
ドリンクカウンター	一台	一時間につき一九〇
折り畳みステージ	一台	一時間につき一一〇
拡声装置	一式	一時間につき四八〇
ワイヤレスマイク（ハンド型・スタンド付）	一本	一時間につき三〇
ワイヤレスマイク（タイピン型）	一本	一時間につき三〇
ダイナミックマイク（スタンド付）	一本	一時間につき三〇
持込器具電源（二）	五〇〇ワット	一時間につき一五

### 4 会議室

区分	単位	金額（円）
拡声装置	一式	一、九八〇
ワイヤレスマイク（ハンド型・スタンド付）	一本	一一〇
ワイヤレスマイク（タイピン型）	一本	一一〇
ダイナミックマイク（スタンド付）	一本	一一〇
プロジェクター（フロント式）	一台	一、四九〇
テレビ・ビデオシステム	一式	七八〇
講演卓	一台	一一〇
持込器具電源（一）	五〇〇ワット	五〇
持込器具電源（二）	五〇〇ワット	一時間につき一五
電子黒板	一台	三三〇

### 5 その他の附属設備

区分	単位	金額（円）
----	----	-------

持込器具電源（一）	五〇〇ワット	五〇
持込器具電源（二）	五〇〇ワット	一時間につき一五
電子黒板	一台	三三〇

## 二 第二別館

区分	単位	金額（円）
ノート型パーソナルコンピュータ	一台	六八〇

## 三 第三別館

区分	単位	金額（円）
宿泊設備（一）	一式	一泊につき一、八八〇
宿泊設備（二）	一式	一泊につき八四〇

### 備考

- 一 この表に掲げる額は、一時間当たり又は一泊当たりで定められているものを除き、各時間帯区分（午前、午後及び夜間に限る。）ごとの額とする。
- 二 時間帯区分の午前及び午後又は午後及び夜間に利用する場合の額はこの表に掲げる額に一・八を乗じて得た額と、時間帯区分の全日に利用する場合の額はこの表に掲げる額に二・五五を乗じて得た額とする。ただし、持込器具電源（一）及び一時間当たりの額で定められている附属施設設備等を利用する場合を除く。
- 三 時間帯区分以外の時間帯に利用する場合の額は、三十分（利用時間に三十分に満たない端数があるときは、これを三十分として計算する。）につき、この表に掲げる額に六分の一を乗じた額に百分の百二十を乗じて得た額とする。
- 四 前二号の規定により算出した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 五 一時間当たりで定められている額については、利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間として計算するものとする。
- 六 持込器具電源（一）及び持込器具電源（二）の額は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五百ワット（定格消費電力に五百ワットに満たない端数があるときは、これを五百ワットとして計算する。）ごとの額とする。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

## 利用申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住 所

氏 名

代表者名

電話番号

次のとおり施設の利用を申し込みます。

行事名称				
利用の目的			利用人数	人
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	使用料
入場料			施設使用料計	
附属施設設備等の利用			附属施設設備等使用料計	
減免区分			加算使用料計	
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容等				

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第2号様式（第2条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">入居施設利用申込書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">岐阜県知事 様</p> <p style="margin: 0;">申込者 住所</p> <p style="margin: 0;">氏名 印</p> <p style="margin: 0;">（申込者が団体の場合）団体名及び代表者名</p> <p style="margin: 0;"><small>ふりがな</small> 担当者名 電話（                      ）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり施設の利用を申し込みます。</p>		
利用の目的		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用する施設名	技術開発室	第1希望 (                      m <sup>2</sup> )
		第2希望 (                      m <sup>2</sup> )
	インキュベートルーム	第1希望 (                      m <sup>2</sup> )
		第2希望 (                      m <sup>2</sup> )
駐車台数		
入居予定者数		
備考		

- 添付書類
- 1 事業計画書
  - 2 入居者概要書
  - 3 会社経歴書（個人の場合は履歴書）
  - 4 決算報告書（最近3年間のもの。個人の場合は申告書等）
  - 5 商業登記事項証明書（個人の場合は住民票）
  - 6 印鑑証明
  - 7 会社案内
  - 8 誓約書

- 注
- 1 不要の申請区分は、斜線を引いて抹消すること。
  - 2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」とする。

第3号様式（第3条関係）

利用承認通知書				
				第 年 月 日
申込者 住 所				
氏 名 代表者名 電話番号				
様				
岐阜県知事				
次のとおり施設の利用を承認します。				
行事名称				
利用の目的				利用人数
	人			
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	使用料
入場料			施設使用料計	
附属施設設備等の利用			附属施設設備等使用料計	
減免区分			加算使用料計	
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容等				

注 指定管理者が交付する場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。





第5号様式（第3条関係）

利用不承認（取消）通知書		第 年 月 日 第 年 月 日
申込者 様	岐阜県知事	
年 月 日付けで申込みのあった（承認をした）施設の利用は、次により承認することができません（利用承認を取り消した）ので通知します。		
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
承認しない理由 (取消しの)		
備考		
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

注 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として（訴訟において指定管理者を代表する者は となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。



第7号様式（第6条関係）

<p>利用料金承認申請書</p> <p>年 月 日</p>	
<p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請団体住所 申請団体名 代表者名</p> <p>次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。</p>	
施設 の 名 称	
利 用 料 金 額	
利用料金設定の理由	
備 考	

第8号様式（第7条関係）

<p style="margin: 0;">利用料金延納申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">指定管理者 様</p> <p style="margin: 0;">申請者 住所</p> <p style="margin: 0;">氏名</p> <p style="margin: 0;">（申請者が団体の場合）団体名及び代表者名</p> <p style="margin: 0;">ふりがな 担当者名 電話（                      ）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり施設の利用料金の延納を申請します。</p>			
施設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間（部 屋 数）	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申請の理由			
納入予定日	年 月 日		
備 考			

注 知事がセンターの管理を行う場合にあっては、この様式中「指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第9号様式（第8条関係）

利用料金後納申請書		年 月 日
指定管理者	様	
	申請者 住所	
	氏名	
	（申請者が団体の場合）団体名及び代表者名	
	ふりがな 担当者名	電話（                      ）
次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。		
団体名及び個人（全て記入）	区 分	1 団体    2 個人
	ふりがな	
	団体名	
	ふりがな	
	氏名 （団体の場合は代表者名）	
	電話番号(団体・自宅)	内線
	F A X 番号	携帯電話番号(団体・個人)
	住 所 （団体・自宅）	〒                      メールアドレス
個人	生 年 月 日	年 月 日
団体	ふりがな	
	担当者名	メールアドレス
	電話番号	内線

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署してください。

保護者同意欄	ふりがな	
	氏名	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 知事がセンターの管理を行う場合にあっては、この様式中「指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第10号様式（第9条関係）

<p style="margin: 0;">利用料金返還申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">指定管理者 様</p> <p style="margin: 0;">申請者 住所</p> <p style="margin: 0;">氏名</p> <p style="margin: 0;">（申請者が団体の場合）団体名及び代表者名</p> <p style="margin: 0;"><small>ふりがな</small> 担当者名 電話（                      ）</p> <p style="margin: 0;">次のとおり利用料金の返還を申請します。</p>			
施設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間 （ 部 屋 数 ）	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
納 入 済 利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
返還を受けようとする額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申 請 の 理 由			
備 考			

注 知事がセンターの管理を行う場合にあつては、この様式中「指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第11号様式（第9条関係）

利用料金減免申請（承認）書			
			年 月 日
指定管理者	様		
	申請者 住所		
	氏名		
	（申請者が団体の場合）団体名及び代表者名		
	担当 <small>ふりがな</small> 者名		電話（            ）
次のとおり利用料金の減免を申請します。			
施 設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間 （ 部 屋 数 ）	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
減免を受けようとする額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
納入する利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申 請 の 理 由			
備 考			

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

指定管理者

注 知事がセンターの管理を行う場合にあつては、この様式中「指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。